

洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関する企画提案競技実施要領

洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に係る技術提案書等提出に関する詳細は下記のとおりとします。

記

新庁舎建設に係る基本・実施設計業務の委託にあたり、柔軟かつ高度な発想力・設計能力及び豊富な経験等を有する設計者を選考するため、洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務企画提案競技を実施します。

1 業務概要

- (1) 業務名 洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務
- (2) 業務内容 洲本市新庁舎整備等基本計画に基づく、洲本市新庁舎の建設に関する設計業務
(詳細については、洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務特記仕様書及び洲本市新庁舎建築・設備設計意図伝達業務特記仕様書による。)
- (3) 履行期間 基本設計：平成25年2月下旬～平成25年7月末（予定）
又は期限 既存建物解体設計：平成25年4月末（履行期限）（予定）
実施設計：平成26年3月末（履行期限）（予定）
設計意図伝達業務：平成28年9月末（履行期限）（予定） ※工事完了まで
- (4) 委託料 88,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
(予算規模)
- (5) 発注者 洲本市長 竹内通弘

2 事業の概要

- (1) 事業概要
 - 1) 新庁舎建設
 - ① 名称 洲本市新庁舎
 - ② 建設予定地 兵庫県洲本市本町三丁目525-2他
 - ③ 敷地面積 約8,400㎡（別紙 建設事業予定敷地図のとおり。なお、新庁舎及び駐車場等の配置計画については、当該予定敷地図のⅠの範囲内とする。）
 - ④ 想定規模 延床面積 約10,000㎡
 - ⑤ 駐車場 来庁者用、公用車用として約210台を予定
 - ⑥ 耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日付け国営計第76号による。）

- ・構造体の耐震安全性 I 類
- ・建築非構造部材の耐震安全性 A 類
- ・建築設備の耐震安全性 甲類

2) 法規制等

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 用途地域 | 商業地域 |
| ② 建ぺい率 | 80% |
| ③ 容積率 | 400% |
| ④ 防火地域等 | 準防火地域 |
| ⑤ 道路斜線 | 1 : 1.5 (適用距離 20m) |
| ⑥ 隣地斜線 | 31m + 1 : 2.5 |
| ⑦ 日影規制 | 規制なし |

(2) 事業の詳細

平成 24 年 9 月に策定した「洲本市新庁舎整備等基本計画」のとおりとします。

3 参加等資格要件及び受託者の選定方法

(1) 参加資格要件

1) 代表企業参加者の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- ② 洲本市における設計・監理業務に係る一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に平成 24 年 1 月 30 日時点で登載された者であること。
- ③ 洲本市及び兵庫県の指名停止及び資格制限等の処分を受けていない者であること。
- ④ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- ⑤ 建築士法第 2 条に規定する 1 級建築士を 10 名以上有すること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者。
- ⑦ 平成 14 年 4 月 1 日以降（過去 10 年間）で、日本国内において延床面積 5,000 ㎡以上の庁舎※の新築工事に係る建築基本設計業務または実施設計業務を管理技術者または主任技術者として担当した者を、本業務の管理技術者及び主任技術者として配置することができる者。
なお、複合施設の場合は、庁舎に該当する延床面積が 5,000 ㎡以上であること。
※平成 21 年度国土交通省告示第 15 号別添二の建築物の種類のうち、（四）業務施設の第二類に分類される施設（官公庁発注のものに限る）。
- ⑧ 平成 14 年 4 月 1 日以降（過去 10 年間）で、日本国内において鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で免震構造を採用した建築物に係る建築基本設計業務または実施設計業務を元請け（共同企業体の場合は代表企業）として完了した実績を有する者であること。

2) 市内企業の資格要件

- ① 3（1）1）のうち、①、②、③、④、⑥の要件をすべて満たす者
- ② 洲本市に本社（店）又は支社（店）を有する者。

(2) 受託者の選定方法

代表企業の選定は、公募型プロポーザル方式とします。

- ① 代表企業参加者のうち、3（1）1）に掲げる参加資格要件をすべて満たすものを指名して、

技術提案書の提出を求め、審査委員会により、本業務の実施に最もふさわしいと判断された最優秀提案の代表企業参加者を優先交渉権者とし、また、優秀提案の代表企業参加者を次点交渉権者に選定するものとします。

②本業務の受託者選定にあたっては、代表企業と市内企業からなる設計共同企業体の組成を義務とします。優先交渉権者（優先交渉権者に事故等があった場合は、次点交渉権者）となった代表企業参加者は、ヒアリングを行うなど自らの判断により、資格要件を満たす市内企業の中から1者以上を選定し、設計共同企業体を組成するとともに、特定後2週間以内に設計共同企業体協定書の写し及び市内企業選定理由書を市に提出しなければなりません。また、設計共同企業体の構成員となる市内企業の1者の出資比率は20%以内とします。

③市は、当該設計共同企業体を相手方として、基本・実施設計業務委託に関する随意契約を締結することとします。

4 評価基準

(1) 技術提案書提出者の評価基準

評価項目	評価事項	配点
1. 事務所の実力 (業務経歴等)	設計事務所の能力について、次の点により評価する。 同種・類似業務等実績数、免震構造を採用した建築物の設計実績、技術者数・資格者数	30
2. 担当チームの能力 (技術者等の経験と能力)	本業務を担当するチームの能力について、次の点により評価する。 管理技術者及び主任担当技術者の経験、業務実績、繁忙度	

(2) 技術提案書等の評価基準

評価項目	評価事項	配点
1. 担当チームの対応 (業務の 実施方針・提案)	次の点について、提案を求めその内容を評価する。 (1) 取組み意欲 (2) 業務の理解度 (3) 技術提案の的確性・独創性・実現性 (4) 実施方針の妥当性 (5) 工程計画及び動員計画の妥当性	70
2. 設計業務受注見積金額		

5 審査委員会

代表企業参加者が提出する技術提案書等の審査は次の委員による審査委員会で行います。

(1) 審査委員名簿

- ・赤井富弘 国土交通省近畿地方整備局営繕部整備課長
- ・加賀有津子 大阪大学大学院教授
- ・小谷和弘 兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり参事
- ・濱田育孝 洲本市副市長
- ・森屋康弘 洲本市副市長
- ・大谷俊洋 洲本市理事
- ・浜辺 学 洲本市企画情報部長
- ・上崎勝規 洲本市総務部長
- ・山下恵祐 洲本市都市整備部長

6 事務局

〒656-8686

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市総務部総務課総務係

電話：0799-22-7067（直通）

FAX：0799-24-1722

E-mail：soumu@city.sumoto.hyogo.jp

URL <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>

7 参加手続等

(1) 実施要領等各種関係書類の配布（代表企業参加者）

1) 各種関係書類（実施要領、様式集など）は、市のホームページにて公表しますので、適宜ダウンロードしてください。なお、事務局でも配布します。

（洲本市ホームページ URL <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>）

2) 配布期間

平成24年11月15日（木）から平成24年11月30日（金）まで

（土曜、日曜日及び祝日は除く。配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで）

3) 配布場所 上記6の事務局

(2) 代表企業参加表明書の提出

代表企業として技術提案書の提出を希望する者は、下記により「代表企業参加表明書」等（様式1-1）及び（様式1-2）を提出してください。

1) 提出期限 平成24年11月30日（金）午後5時15分

2) 提出場所 上記6に同じ

3) 提出部数 各4部（電子データをCDに収録し提出すること）

4) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。）

5) 作成方法 「洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務企画提案競技参加表明書等作成要領」によること

(3) 第1回質問書の提出期限、提出場所、提出書式、提出方法及び回答期限

代表企業参加表明書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

1) 提出期限 平成24年11月20日（火）午後5時15分

2) 提出場所 洲本市総務部総務課 (Email:soumu@city.sumoto.hyogo.jp)

3) 提出書式 質問書（様式2のとおり）

- 4) 提出方法 電子メールにより行っていただきます。持参、口頭又はFaxによる質疑は受け付けません。なお、必ず、電話で着信を確認してください。
- 5) 回答期限 平成24年11月27日(火)午後5時15分
参加表明書提出者全員に電子メールで行います。

(4) 代表企業参加者への指名

代表企業参加表明書が提出され、本要領3(1)1に掲げる参加資格要件を満たすことが確認された全ての者に対して、平成24年12月上旬に書面により、その旨を通知するとともに、(6)に定める内容の技術提案書の提出を要請します。また、指名されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知します。

(5) 代表企業参加者の非指名の説明及び回答

1) 非指名理由の説明

上記(4)のうち、指名されなかった者は、次に定めるところにより、非指名理由について説明を求めることができます。

- ①提出期限 平成24年12月13日(木)午後5時15分
②提出場所 上記6に同じ
③提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。)
④提出様式 様式自由、ただし日本工業規格A4(以下「A4」という。)縦型とします。

2) 非指名理由の回答

回答は、平成24年12月19日(水)までに書面により行います。

(6) 技術提案書等の提出

技術提案書の提出を求められた代表企業参加者(以下「技術提案書提出者」という。)は下記により、「技術提案書」等(様式1-3)～(様式1-11)、(様式3)を提出してください。

- 1) 提出期限 平成24年12月28日(金)午後5時15分まで
2) 提出場所 上記6に同じ
3) 提出部数 12部(電子データをCDに収録して提出すること)
4) 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限り、提出期限日必着のこと)
5) 作成方法 「洲本市新庁舎建設基本・実施設計業務企画提案競技参加表明書等作成要領」によること
6) 1)の提出期限までに技術提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなします。

(7) 第2回質問書の提出期限、提出場所、提出書式、提出方法及び回答期限

技術提案書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- 1) 提出期限 平成24年12月12日(水)午後5時15分まで
2) 提出場所 洲本市総務部総務課 (Email:soumu@city.sumoto.hyogo.jp)
3) 提出書式 質問書(様式2のとおり)
4) 提出方法 電子メールにより行っていただきます。持参、口頭又はFaxによる質疑は受け付けません。なお、必ず、電話で着信を確認してください。
提出いただいた質問書の主旨をお聞きする場合がありますので、本市からの連絡が必ずとれるよう配慮してください。
5) 回答期限 平成24年12月19日(水)午後5時15分まで
技術提案書提出者全員に電子メールで行います。

(8) 技術提案書1次審査通過者の通知及び公表(技術提案書1次審査)

提出された技術提案書等の中から、技術提案書1次審査として審査委員会にて、数者を選定します。

審査結果は、市のホームページ等により公表します。

1) 提案書の返却等について

選定されなかった参加者のうち、技術提案書等の返却を求める参加者は、技術提案書提出時に(様式1-3)により事務局に返却の希望を申し出てください。市は、設計者選定終了後に申し出のあった参加者に技術提案書等を郵送にて返却します。返却希望の申し出のなかった参加者の技術提案書等に関しては、市で処分いたします。

(9) プレゼンテーション及びヒアリング(技術提案書2次審査)

上記(8)で選定された者は、平成25年1月下旬にプレゼンテーションを行うものとします。また、同時にヒアリングを実施します。

プレゼンテーションに使用する資料は技術提案書とし、内容の変更や追加は認めません。ただし、パワーポイント等の使用のため、編集を行うことは可とします。

また、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。

(10) 技術提案書2次審査通過者の通知及び公表

上記(9)のとおり技術提案書2次審査としてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会は、優先交渉権者及び次点交渉権者を特定します。

審査結果は、市のホームページ等により公表します。

なお、審査結果についての質疑、異議は受け付けません。

8 失格

次の条件の一つに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (4) 参加表明書等作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (6) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (7) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (8) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (9) その他本実施要領に違反すると認められた場合。

9 受注資格の喪失

本件業務を受注した者(協力を受ける他の者を含む)と資本・人事面等において関連があると認められる製造業及び建設業を行う企業は、本件業務に係る工事の入札等に参加し又は当該工事を請負うことができません。

10 随意契約に係る取扱い

市長は、審査委員会が特定した優先交渉権者を含む設計共同企業体を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とします(※随意契約の見積書の徴取の相手方となった場合、設計業務見積書(様式3)に記載する金額を上限とします。)。ただし、優先交渉権者を含む設計共同企業体に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、次点交渉権者を優先交渉権者と読み替え、これを含む設計共同企業体を見積書の徴取の相手方とします。

11 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として指名されなかった場合は、技術提案書を提出することはできません。

- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング（技術提案書2次審査）の参加者のうち、優先交渉権者に特定されなかった代表企業参加者に対し、10万円を支払うものとします。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、失格とするとともに指名停止措置を行うことがあります。
- (6) 提出された書類は、審査に必要な範囲で、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することができません。
- (8) 提出された参加表明書及び特定した技術提案書は返却しません。特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却します。
- (9) 提出された技術提案書は公正性、透明性、客観性を期するため公表することがあります。
- (10) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできません。
- (11) 企画提案競技において提案された技術提案は、今後、市の検討結果等を反映させるため業務委託契約締結後に変更される場合があります。なお、これらの変更は、あらかじめ業務委託の範囲に含むものとします。
- (12) 手続きにおいて使用する言語は、日本語とします。